

教育実践総合センター紀要の編集・発行及び投稿に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、大分大学教育学部附属教育実践総合センター（以下「センター」とする）の研究紀要「教育実践総合センター紀要（別称：大分大学教育学部附属教育実践総合センター紀要）」（以下「紀要」とする）の編集・発行及び投稿に関し、必要な事項を定めるものとする。

(収録内容)

第2条 紀要は、未発表の発達教育臨床（教育臨床心理・発達障害臨床）、教育実践開発（教育実践研究・教育情報システム）に関する原著論文、資料、寄稿、及び客員研究員研究報告を掲載するものとする。

- 2 原著論文は発達教育臨床、教育実践開発の発展に顕著な貢献が認められると判断された学術論文を示す。
- 3 資料は実践事例、調査、実験、理論等に関するレポートを示す。
- 4 寄稿は大分大学教育学部附属教育実践総合センター紀要編集委員会（以下「編集委員会」とする）の依頼に基づき掲載する論文や講演録等を示す。
- 5 客員研究員研究報告はセンターの客員研究員が長期研修で取り組んだ実践事例、調査、実験、理論等に関するレポートを示す。

(発行)

第3条 紀要は、原則として年1回（3月）発行する。

(編集委員会)

第4条 紀要の編集は、編集委員会が担当し、その事務はセンターの主担当教員が行う。

(審議事項)

第5条 編集委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 投稿原稿の採否に関すること。
- 二 その他紀要の編集・発行及び投稿に関すること。

(組織)

第6条 編集委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 センターの主担当教員
- 三 センター運営委員から選出された学部教員2人及び附属教員2人
- 2 前項第3号の委員について、原則として、学部教員から選出される委員はコース運営委員会の代表と副代表とする。また、附属教員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 編集委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、編集委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第8条 編集委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 編集委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 編集委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(投稿資格)

第10条 投稿者は、投稿日において次の各号の一に該当する者とする。

一 単著の場合は、教育学部及び大学院教育学研究科の主担当教員または附属校園の教員であること。

二 共著の場合は、筆頭著者もしくは連名著者が前号に該当していること。

三 その他、センター長が特に許可した者であること。

2 単著の著者及び共著における筆頭著者と投稿者は、投稿日において別に定める研究倫理教育を受講していること。

(閲読者)

第11条 閲読者は2名とし、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、2名の内の1名は教育学部及び大学院教育学研究科の主担当教員とする。

一 教育学部及び大学院教育学研究科の主担当教員であること。

二 附属校園の教員であること。

三 その他、センター長が特に許可した者であること。

(編数及びページ数)

第12条 投稿できる編数は、単著の場合、1人2編までとする。ただし、第1報目と第2報目を同時に投稿することはできない。

2 ページ数は、日本文(横書き・縦書き)・欧文ともに、和文抄録(日本文の場合のみ)・英文アブストラクト・図表等を含め、原則として、完成原稿16ページを限度とする。

(原稿の提出)

第13条 原稿は、次の各号をすべて満たしているものとする。

一 ワードプロソフトを使用し、書式に従って作成したものであること。

二 別に定める「教育実践総合センター紀要執筆要項」に基づいていること。

三 図表等も含めた原稿を、2部印刷していること。

2 提出の際は、印刷した原稿(2部)、投稿カード、誓約書等の必要書類をセンターに学内便で提出するものとする。同時に、原稿のデータを電子メールでセンターまで送るものとする。

3 原稿提出の締切は、毎年度11月30日とする。ただし、締切日が土曜日、日曜日等の休日にあたるときは、当該休日後の最初の日とする。

(原稿の修正)

第14条 投稿後の原稿の修正は、次の各号の一に該当するとき以外は認めない。ただし、いずれの場合にあっても、著者が確認して修正するものとする。

一 閲読の結果、閲読者から修正を求められたとき。

二 その他編集委員会が必要と認めたとき。

(校正)

第 15 条 校正は、原則として著者が再校まで行うものとする。ただし、校正時の原文の変更は認めない。

(論文の公開)

第 16 条 掲載論文等については、インターネットを介して学内外に公表する。

(著作権)

第 17 条 掲載された論文等の著作権は、センターに帰属する。なお、著者はセンターに帰属する著作物を自ら利用することができる。

附 則
この内規は、平成 13 年 10 月 19 日から施行する。

附 則
この内規は、平成 22 年 6 月 21 日から施行する。

附 則
この内規は、平成 23 年 2 月 16 日から施行する。

附 則
この内規は、平成 24 年 5 月 23 日から施行する。

附 則
この内規は、平成 28 年 5 月 25 日から施行する。

附 則
この内規は、令和 2 年 5 月 25 日から施行する。

附 則
この内規は、令和 3 年 5 月 28 日から施行する。

附 則
この内規は、令和 5 年 6 月 20 日から施行する。

附 則
この内規は、令和 6 年 5 月 28 日から施行する。

附 則
この内規は、令和 7 年 6 月 20 日から施行する。

(令和 7 年 6 月 20 日 紀要編集委員会決定)